

平成26年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
平成26年 9月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月19日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月19日 午後1時54分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	6	原 哲 也		8	須 藤 敏 夫	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂 樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏 勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出
決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区分管渠築造工事
(第1工区) 請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区分管渠築造工事
(第21工区) 請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例
(民生産業委員長報告)

- 日程第20 議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算
(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第29 意見書第1号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書
- 日程第30 請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 請願第2号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」の
提出を求める請願 (民生産業委員長報告)
- 日程第32 請願第3号 「農業・農協改革」に関する意見書の提出を求める請願
(民生産業委員長報告)
- 日程第33 陳情第1号 「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する
意見書」の提出を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第34 閉会中の継続事件

平成26年9月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第69号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。
久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第69号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第69号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第74号から日程第5 議案第79号までの4件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定。

議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第74号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第79号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第74号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第79号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第6 議案第70号から日程第11 議案第77号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべ

きものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第70号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決

算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第12 議案第57号から日程第18 議案第81号までの7件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例。

議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)。

議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第1工区)請負契約の締結。

議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第21工区)請負契約の締結。

本委員会は、9月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定より報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第57号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第57号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第81号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第1工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第21工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 81 号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第 19 議案第 54 号から日程第 28 議案第 68 号までの 10 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
栗田民生産業委員長。

○ 13 番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 54 号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

議案第 55 号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

議案第 56 号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

議案第 59 号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 60 号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 61 号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第 63 号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例。

議案第 65 号 平成 26 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 66 号 平成 26 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 68 号 平成 26 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第 1 号）。

本委員会は、9 月 10 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○ 議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 54 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 55 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 56 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 59 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 60 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第54号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第59号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第29 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 原哲也君に趣旨説明をお願いします。

6番議員 原哲也君。

○6番 原 哲也君

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成26年9月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原哲也。同じく栗田幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案をする。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第1号は、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第30 請願第1号から日程第32 請願第3号までの3件を一括して議題とします。

本請願は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願。

請願第2号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」の提出を求める請願。

請願第3号 「農業・農協改革」に関する意見書の提出を求める請願。

本委員会は、9月3日に付託された上記の請願を審査の結果、いずれも採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告し

ます。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第3号について、質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

「農業・農協改革」に関する意見書(案)についてご質問いたします。

6行目の「農業所得の拡大や、農業の成長、産業化のために」というふうになっておりますが、表現的などころがございますので、もう一度内容を精査された方がよろしいんじゃないかなと思っておりますが。

○議長 川野 高實君

審議内容だけ、どういう審議をしたかということだけを聞くことで、内容についての質疑はありませんので。

○5番 田中 二三輝君

文章の表現が怪しいので、どういうふうに審査したのですかということです。

○議長 川野 高實君

そういうこと。

○5番 田中 二三輝君

はい。

○議長 川野 高實君

民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

もう一度説明をお願いいたします。何行目だったですか。

「JAグループの自己改革前提に」ですか。

○議長 川野 高實君

委員長、もう一度お聞きしますので。

田中二三輝君、もう一度正確に。

○5番 田中 二三輝君

まず、5行目になりますが、4行目の終わりから読み上げます。「農業所得の増大や、農業の成長産業化のためにJAの、云々」というふうになっております。この表現について若干

表現的におかしいのではないかなと思っておりますが、この表現に関してどのような状況で判断されたのかということでございます。

○13番 栗田 幸則君

一応そういうことも慎重に審議しました結果、賛成しております。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時45分

再開 13時47分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

今のご質問に対して、審議をしておりません。

○議長 川野 高實君

今言った文章のところを、具体的に審査していないということですね。

○13番 栗田 幸則君

はい。

○議長 川野 高實君

そのところはしていないそうでございます。

それしかないのです。していないことをしたということは言えないから。

田中議員、他にありませんか。

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、請願第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、請願第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第2号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第3号 「農業・農協改革」に関する意見書の提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第33 陳情第1号を議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」の提出を求める陳情。

本委員会は、9月3日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書」の提出を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第34 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長の申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 原 哲 也

議員 須 藤 敏 夫